

奈良県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があつた。

令和五年十月十七日

奈良県知事 山下 真

指定介護機関の名称又は氏名	日本調剤櫃原薬局
指定介護機関の所在地又は住所	櫃原市兵部町七一五
廃止した施設又は居宅サービスの種類	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導
廃止年月日	令和五年八月一日